



久留米市水道料金制度の課題 について

久留米市企業局水道ガス部

2006/10/26

久留米市水道料金制度の課題について

- 1. 料金統一の必要性
- 2. 最近の水需要と料金収入(調定金額)の傾向
- 3. 旧久留米の料金体系の特徴
- 4. 水道料金の仕組み

合併協議会における調整内容

上水道事業計画について

- 城島町及び三潴町の上水道事業については、久留米市に統合する。
- 北野町については、新市として三井水道企業団に加入し、その後のあり方については三井水道企業団と調整する。

料金体系について

- 料金体系については、現行の料金体系を継続し、合併後3年を目途に統一に向けた調整を行う。

平成17年合併

3年

平成20年

久留米市の料金体系

	料金体系	料金構成	
		基本料金	従量料金
旧久留米地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 口径別 ● 二部料金制 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本水量有り (13mm~25mmのみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 逓増型
城島地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 用途別 ● 二部料金制 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本水量有り 	<ul style="list-style-type: none"> ● 均一型
三潞地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 用途別 ● 二部料金制 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本水量有り 	<ul style="list-style-type: none"> ● 均一型

城島地区水道料金

税込み

用途		基本料金 (1月につき)		従量料金 (1月につき)
		基本水量	料金	1m ³ につき
一般用	口径13mm及び20mm	10m ³ まで	1,380円	175円
	上記以外	8m ³ まで	1,380円	175円
学校用		50m ³ まで	8,600円	175円
公民分館用		2m ³ まで	340円	175円

三潞地区水道料金

税込み

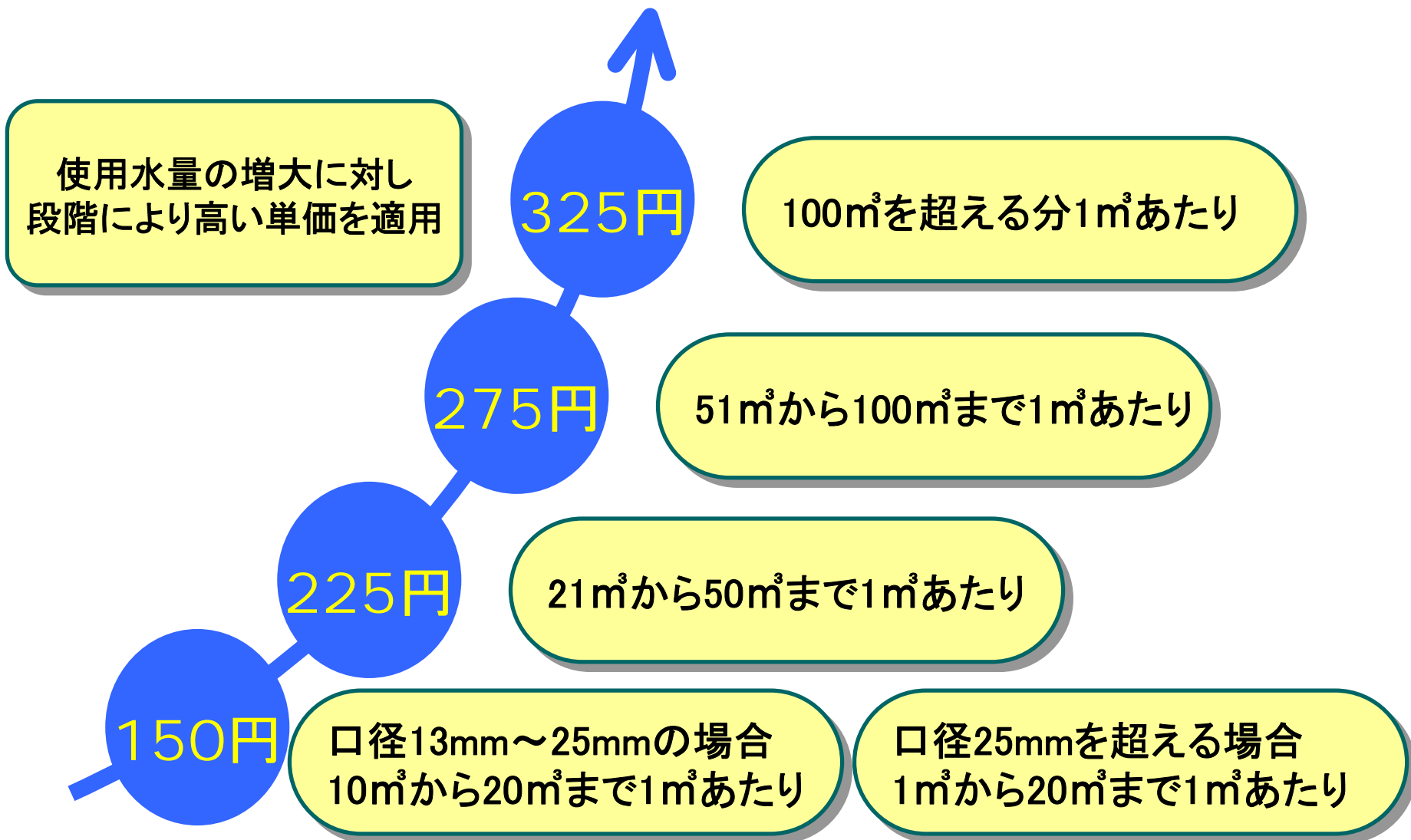
用途		基本料金 (1月につき)		従量料金 (1月につき)
		基本水量	料金	1 m ³ につき
一般用	口径13mm及び20mm	10m ³ まで	1,440円	180円
	上記以外	8m ³ まで	1,440円	180円
官公署・病院用		15m ³ まで	2,700円	180円
学校・工業用		100m ³ まで	18,000円	180円
公民分館用		2m ³ まで	360円	180円

旧久留米地区水道料金

税抜き

口径	基本水量	基本料金	口径	水量区画(使用量)	従量料金
13mm	10 ^{m³} まで	750	13mm ~ 25mm	10 m ^³ を超え 20 m ^³ まで	150
20mm	10 ^{m³} まで	1,200		20 m ^³ を超え 50 m ^³ まで	225
25mm	10 ^{m³} まで	2,480		50 m ^³ を超え100 m ^³ まで	275
40mm	無	6,000		100 m ^³ を超える分	325
50mm	無	13,600	40mm~ 250mm	1 m ^³ から20 m ^³ まで	150
75mm	無	32,000		20 m ^³ を超え 50 m ^³ まで	225
100mm	無	62,500		50 m ^³ を超え100 m ^³ まで	275
150mm	無	124,000		100 m ^³ を超える分	325
200mm	無	270,000			
250mm	無	313,000			

旧久留米地区の逦増型料金



家庭用料金比較(20m³/月)

	基本料金		従量料金 10m ³ 分		合計金額
旧久留米地区 口径13mm	750円 787.5円(税込み) 基本水量10m ³ 含む	+	150円 × 10m ³	=	2,250円 2,362円(税込み)
旧久留米地区 口径20mm	1,200円 1,260円(税込み) 基本水量10m ³ 含む	+	150円 × 10m ³	=	2,700円 2,835円(税込み)
城島地区 一般用	1,380円 基本水量10m ³ 含む	+	175円 × 10m ³	=	3,130円(税込み)
三潯地区 一般用	1,440円 基本水量10m ³ 含む	+	180円 × 10m ³	=	3,240円(税込み)

事業所用料金比較(500m³/月)

	基本料金		従量料金		合計金額
旧久留米地区 口径50mm	13,600円 基本水量なし	+	150円 × 20m ³ 225円 × 30m ³ 275円 × 50m ³ 325円 × 400m ³	=	167,100円 175,455円 (税込み)
城島地区 一般用	1,380円 基本水量 8m ³ 含む	+	175円 × 492m ³	=	87,480円 (税込み)
三潁地区 学校・工業用	18,000円 基本水量 100m ³ 含む	+	180円 × 400m ³	=	90,000円 (税込み)

事業所用料金比較(1000m³/月)

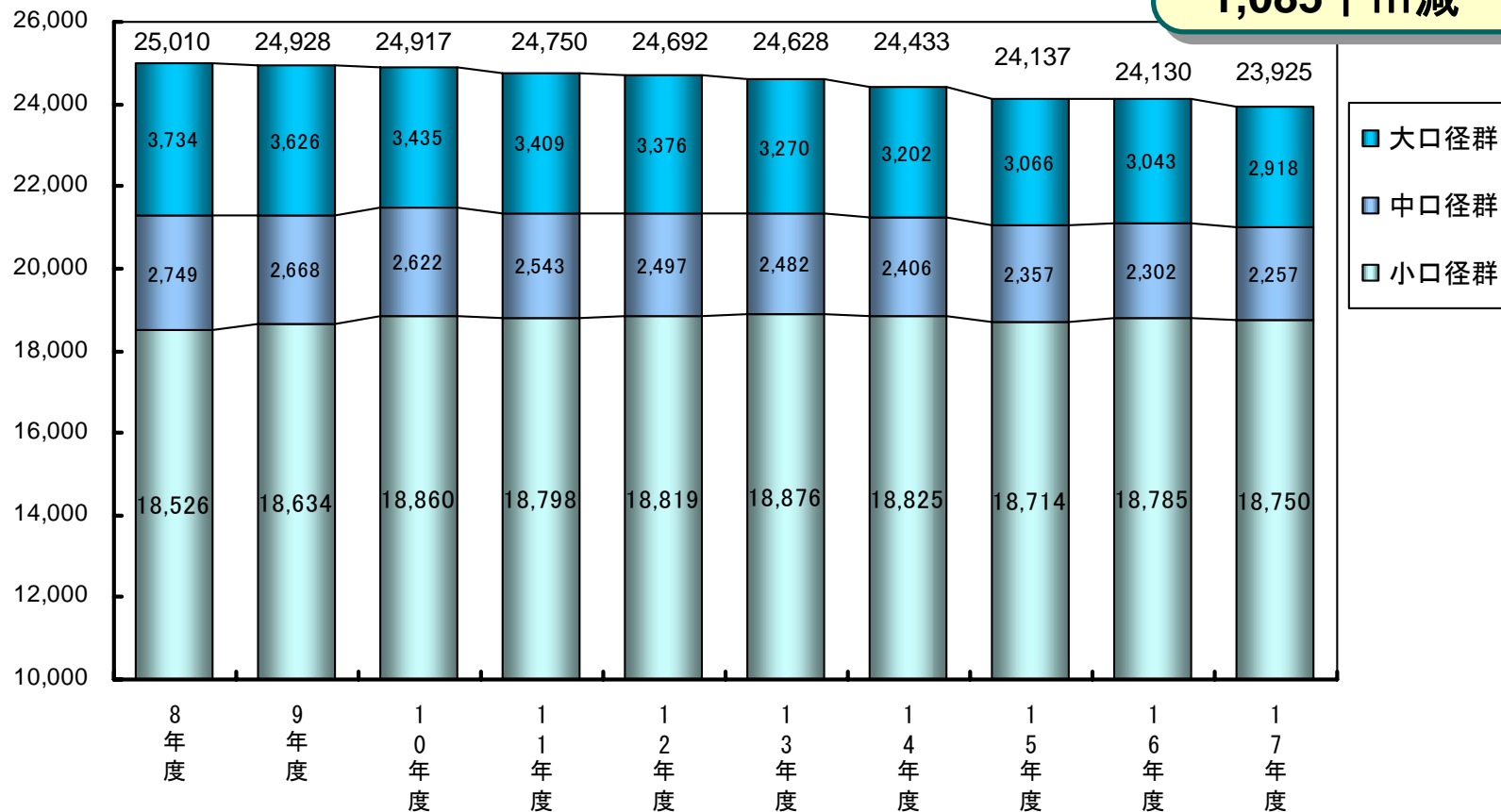
	基本料金		従量料金		合計金額
旧久留米地区 口径75mm	32,000円 基本水量なし	+	150円 × 20m ³ 225円 × 30m ³ 275円 × 50m ³ 325円 × 900m ³	=	348,000円 365,400円 (税込み)
城島地区 一般用	1,380円 基本水量 8m ³ 含む	+	175円 × 992m ³	=	174,980円 (税込み)
三潁地区 学校・工業用	18,000円 基本水量 100m ³ 含む	+	180円 × 900m ³	=	180,000円 (税込み)

水需要状況の変化

旧久留米地区有収水量の推

有収水量(千 m^3)

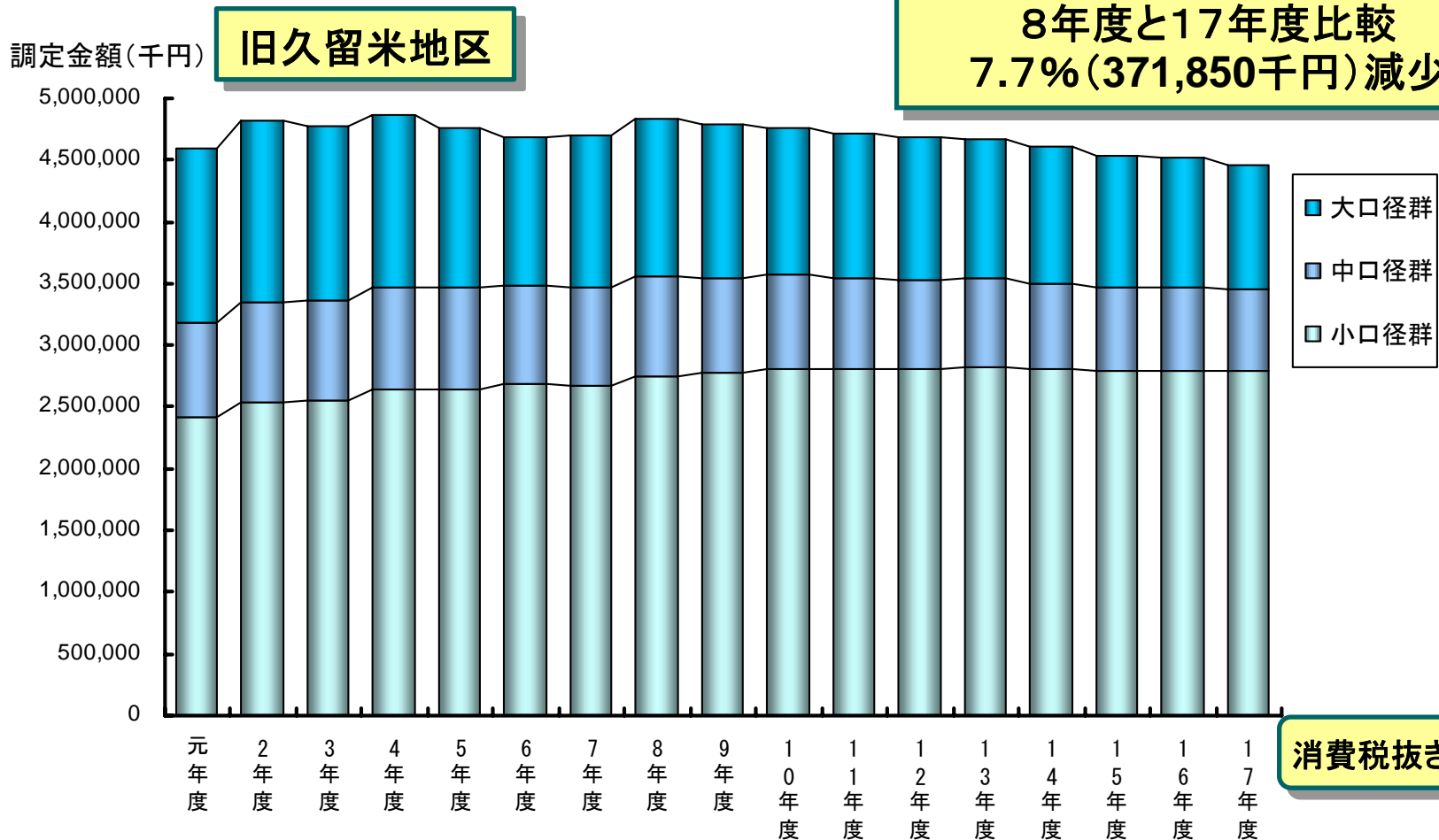
平成8年度か
4.3%、
1,085千 m^3 減



有収水量(給水量の内、料金徴収の対象となった水量)

調定金額の推移

元年度と17年度比較
2.7%(126,041千円)減少
8年度と17年度比較
7.7%(371,850千円)減少

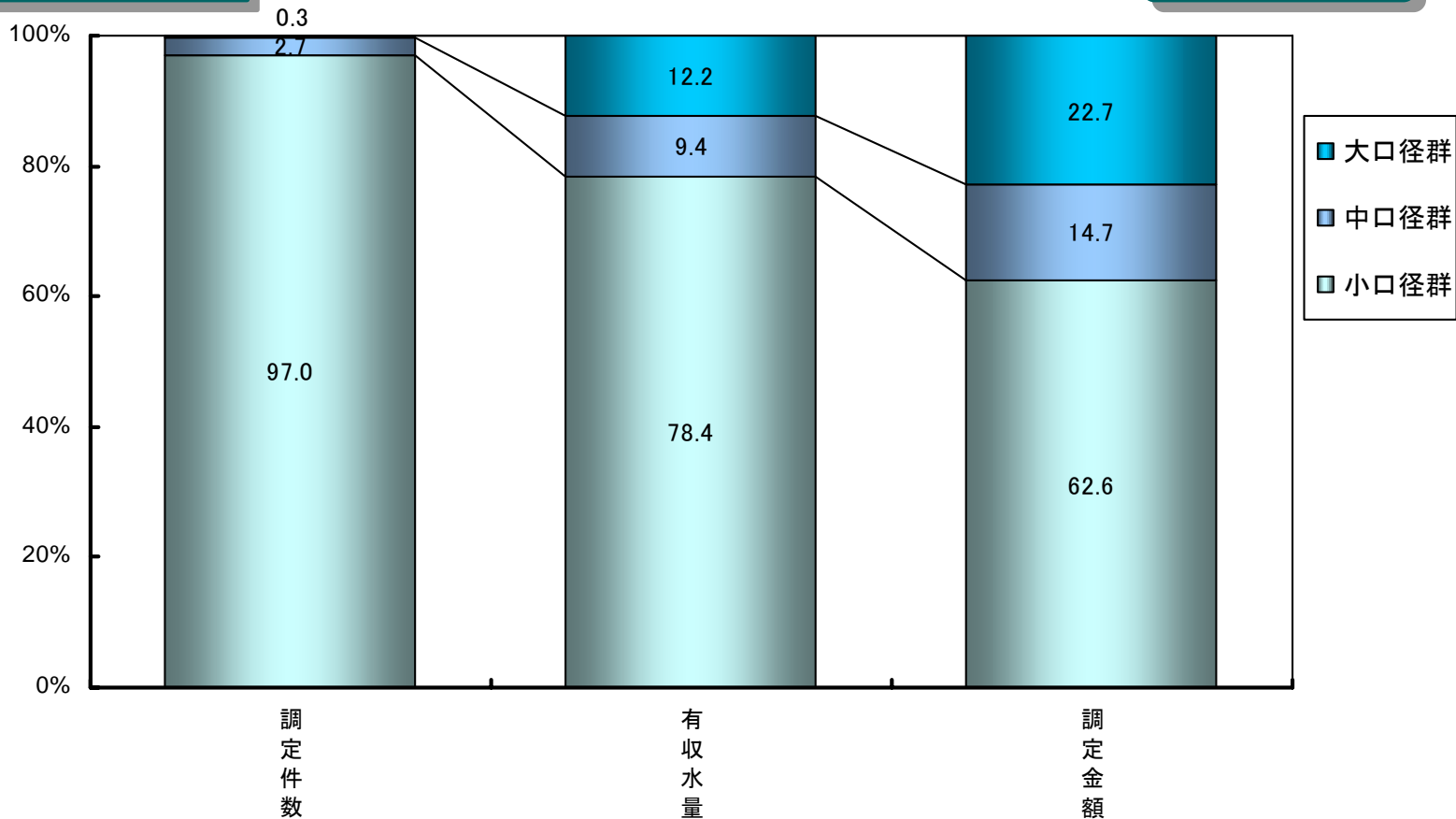


調定(収入すべき水道料金を決定する行為, 年6回)

口径群別割合比較

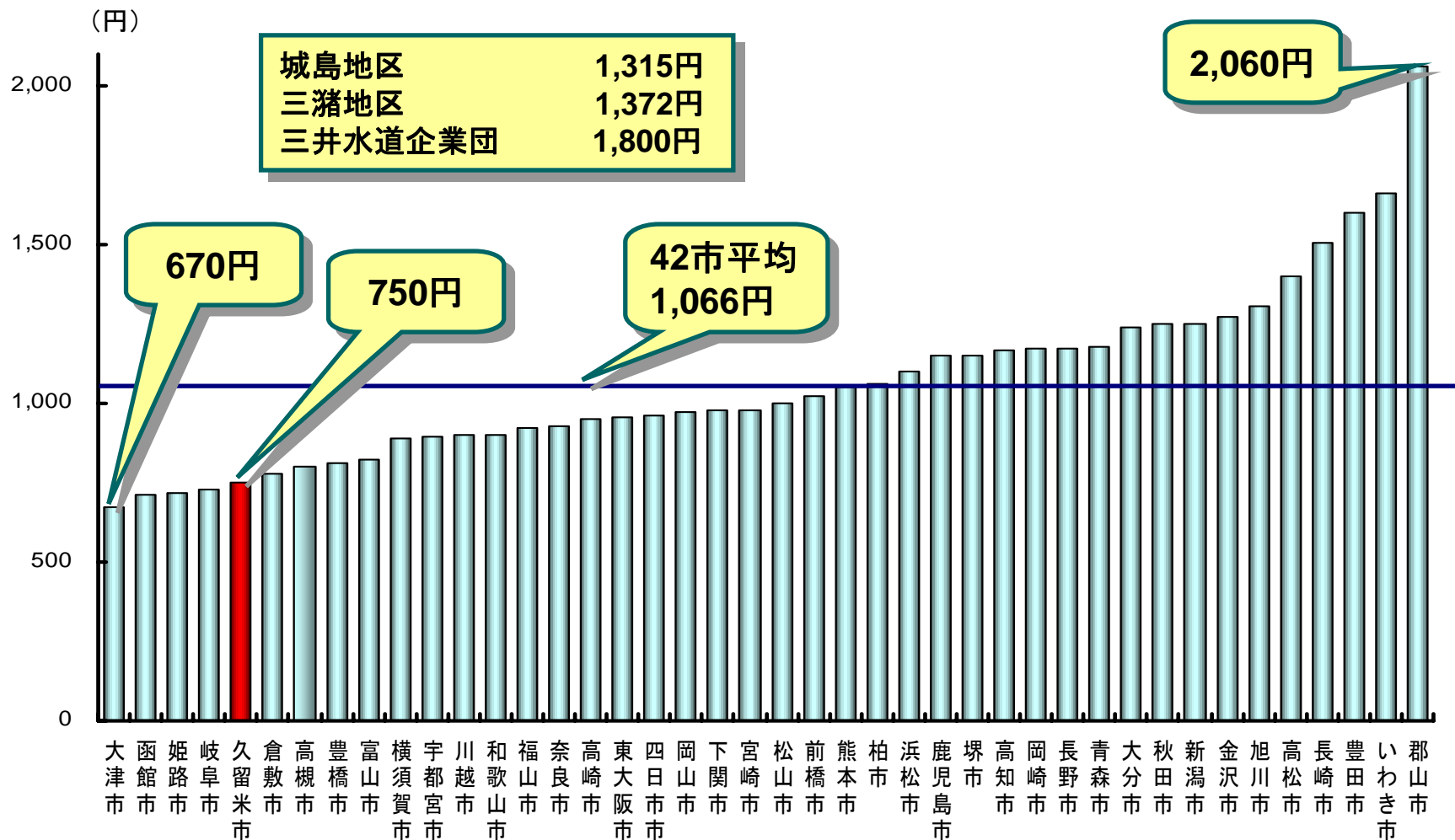
旧久留米地区

平成17年度



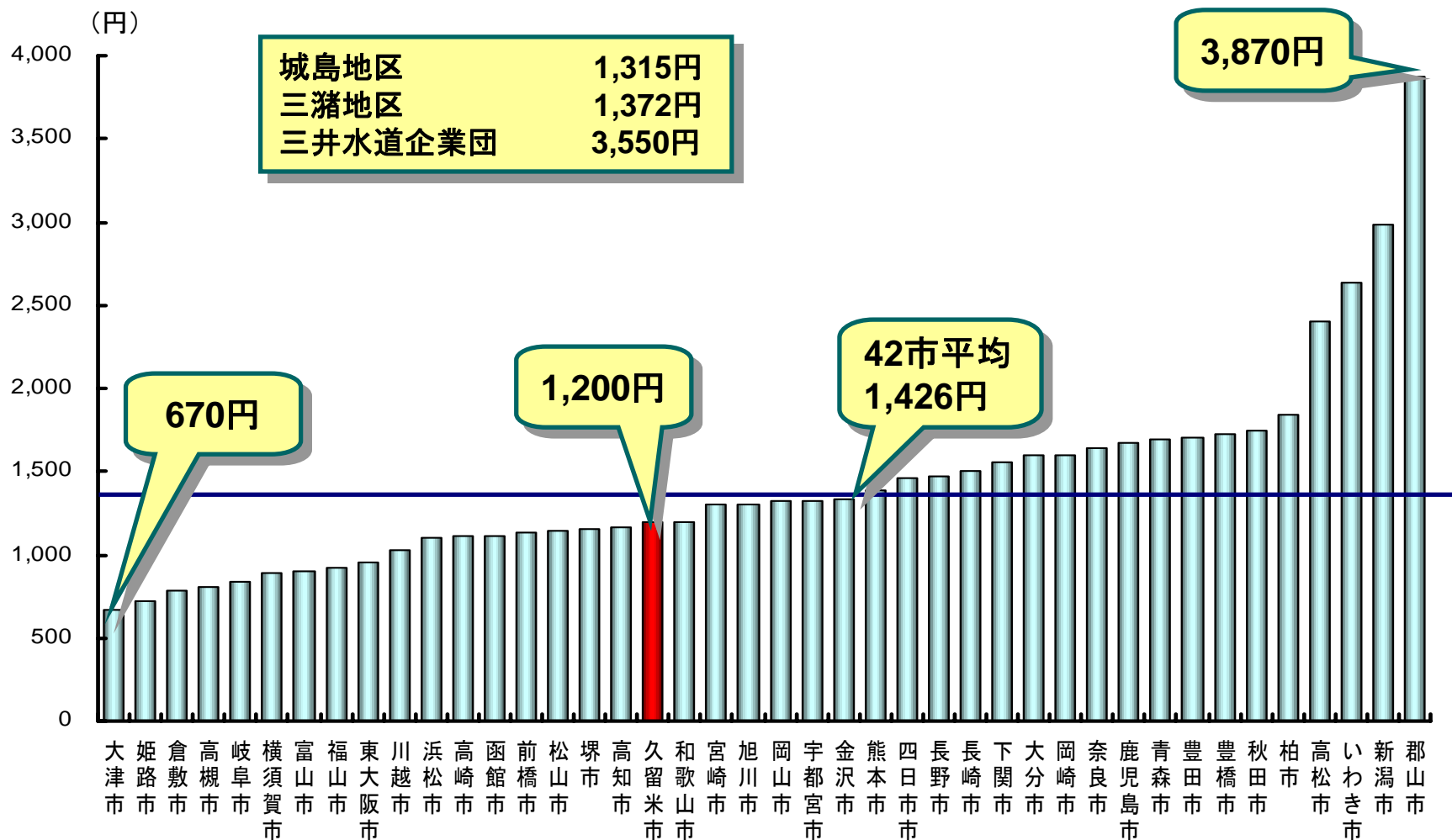
調定件数、有収水量、調定金額割合の比較

家庭用13mm(10m³)料金比較



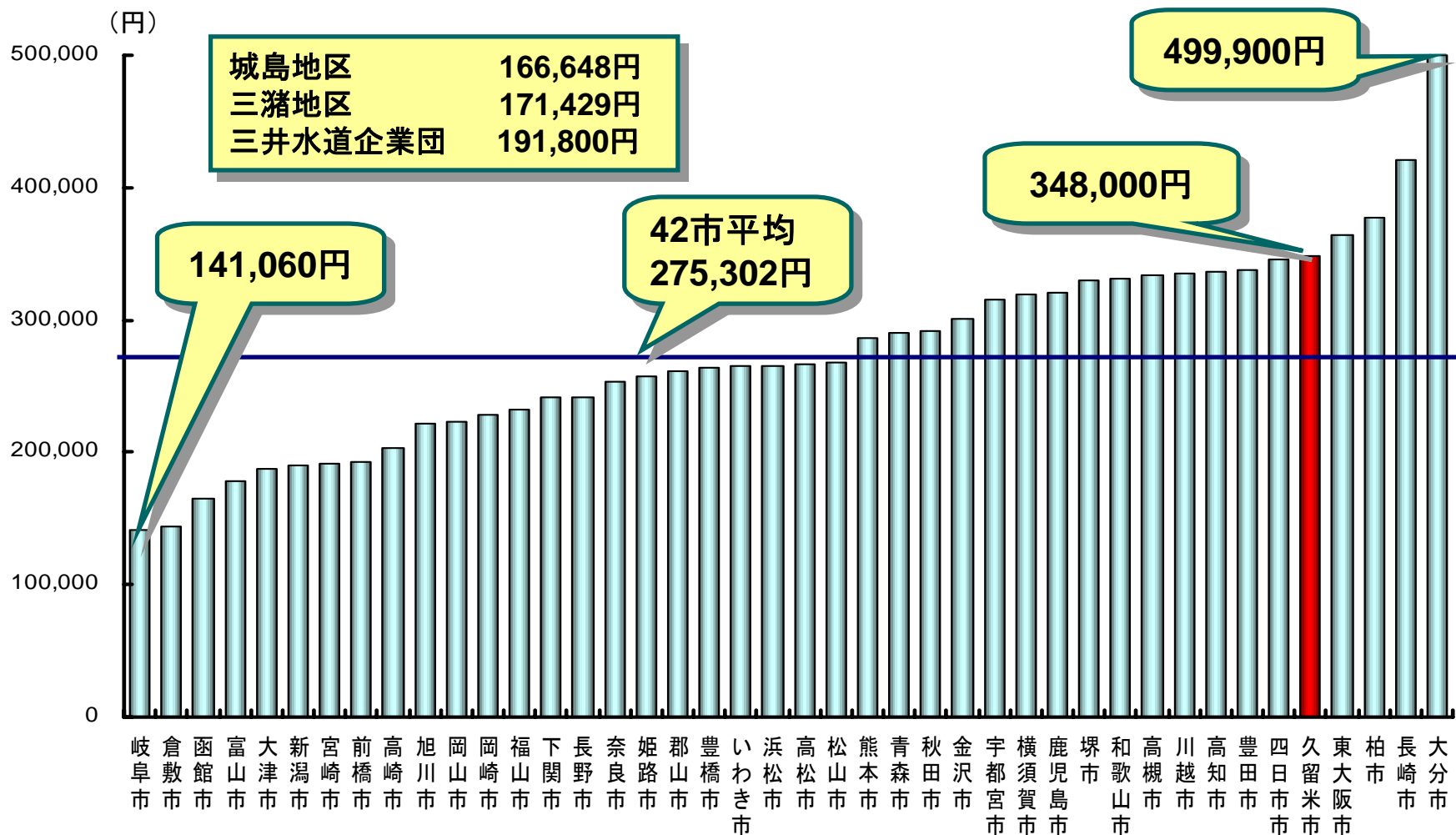
平成18年8月1日時点(税抜額)

家庭用20mm(10m³)料金比較



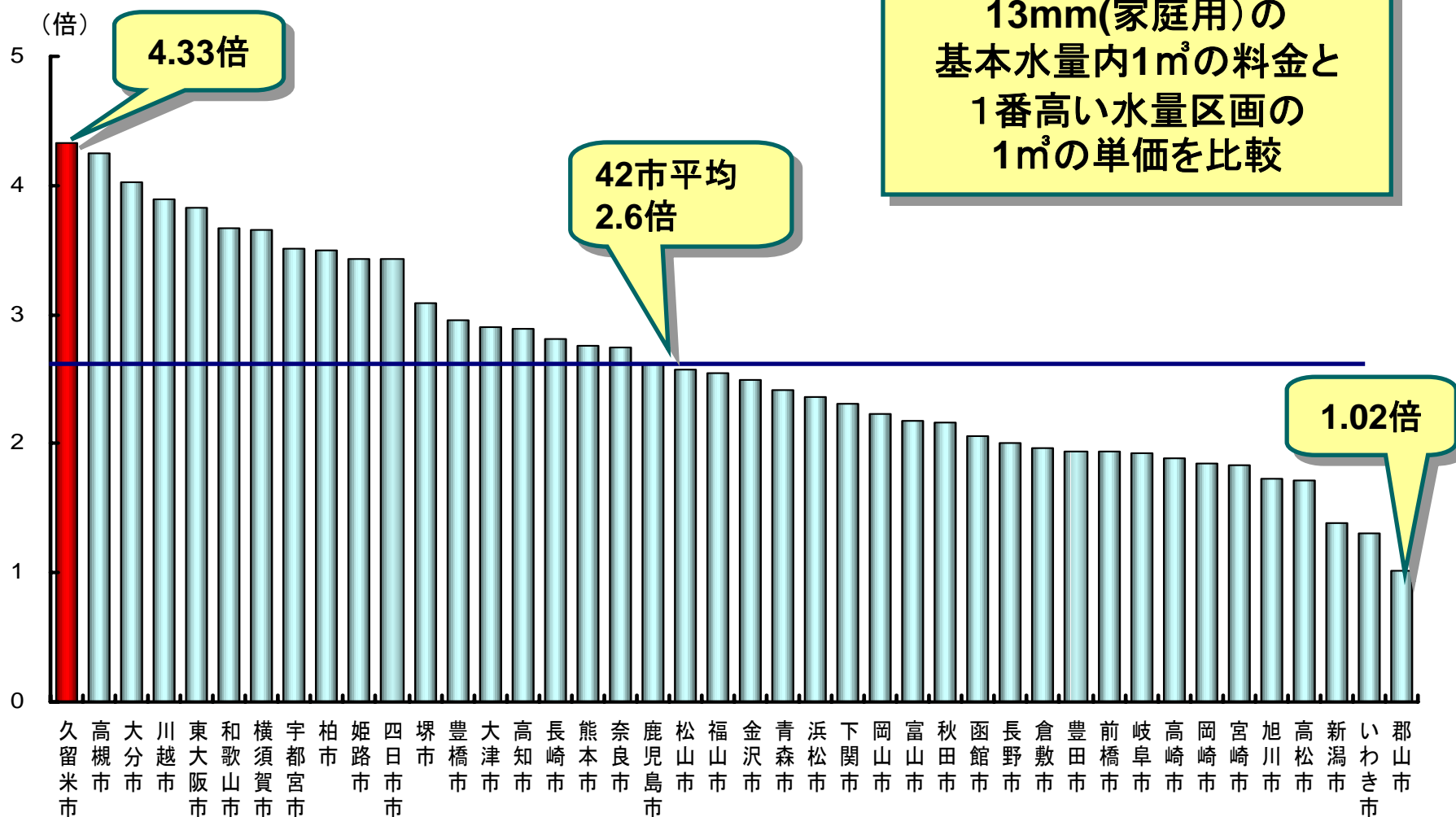
平成18年8月1日時点(税抜額)

工場用75mm(1000m³)料金比較



平成18年8月1日時点(税抜額)

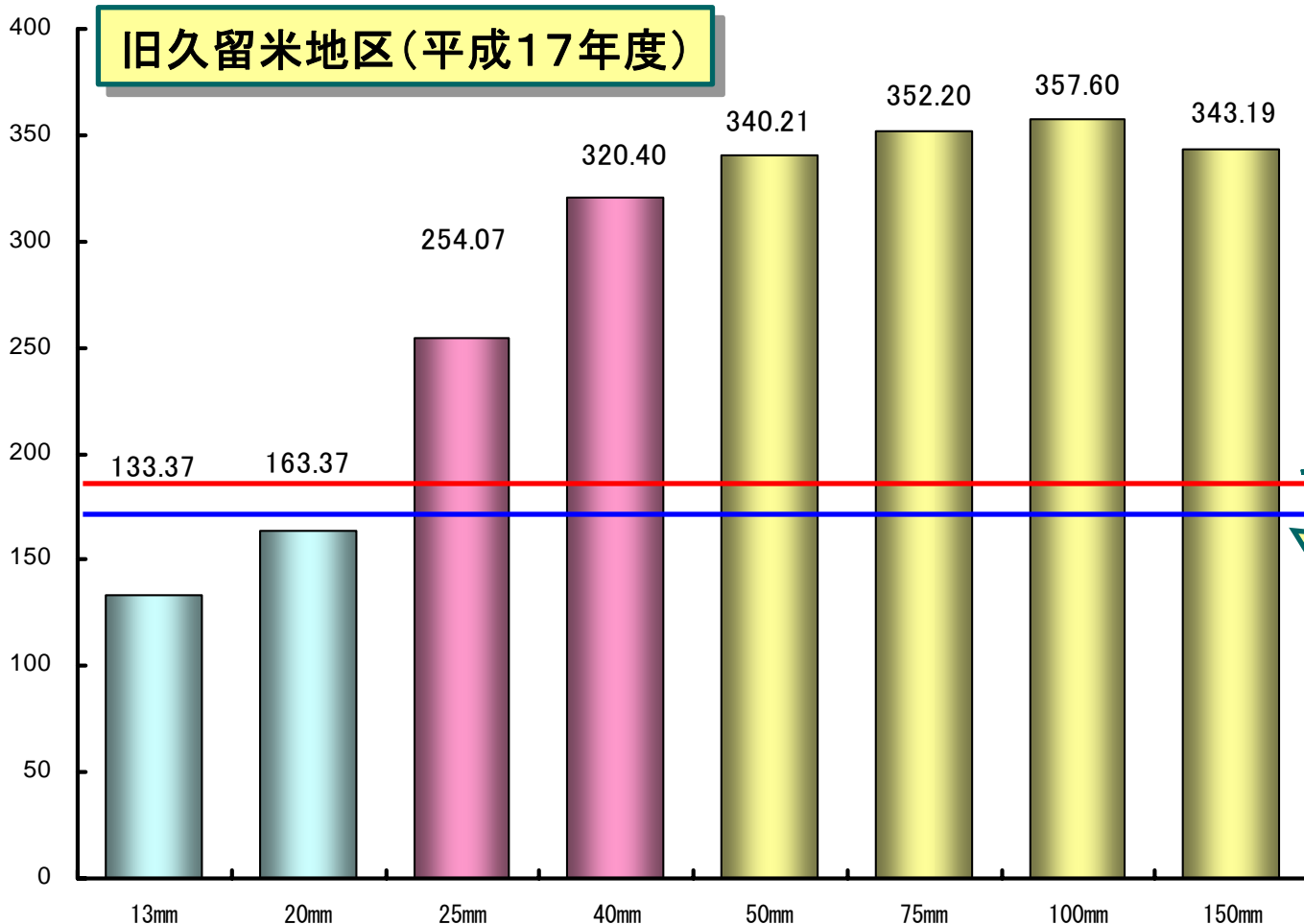
逦増度比較



平成18年8月1日時点(税抜単価)

口径別販売単価

販売単価(円)



給水原価との比較

13mm	78.3%
20mm	95.9%
25mm	149.2%
40mm	188.1%
50mm	199.8%
75mm	206.8%
100mm	210.0%
150mm	201.5%

平均販売単価
184.54円

給水原価
170.31円

平均販売単価
・給水原価は、
応援給水分を
除いて計算

13mm口径の有収水量が9,024千 m^3 、原価割れ額は333,347千円
20mm口径の有収水量が9,726千 m^3 、原価割れ額は67,498千円

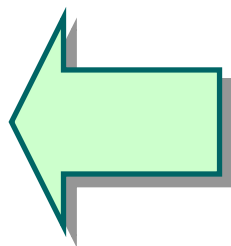
独立採算制の原則

地方公営企業法
第17条の2第2項

経営に伴う経費は
経営に伴う収入をもって充てなければならない

経費

水道施設の
整備・維持など
必要な経費



収入

お客様からの
水道料金

水道事業は独立採算制
運営・設備に関する費用などは全てお客様からの
水道料金によってまかなわれています

料金設定の仕組み

総括原価の算定

原価の適正な
配分

生活用水への
配慮

水道料金の設定

料金体系

総括原価を水道使用者へ賦課配分する方法

個別原価主義

個々のサービスの供給に必要な原価に基づいて料金を設定する考え方

受益者負担の原則

生活用水への配慮

個別原価主義の例外として、小口径群について原価の一部を基本料金に配賦しないなど軽減措置を実施

水道法の立法趣旨

今後の審議項目

